

## 阿賀野市告示第30号

阿賀野市精神障害者医療費等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年2月28日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市精神障害者医療費等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市精神障害者医療費等助成事業実施要綱（平成16年阿賀野市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「阿賀野市知的障害児者手当」を「阿賀野市知的障害児・者手当」に改め、「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第7条第6号から第8号までの規定中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加え、「場合。」を「場合」に改める。

第1号様式中「㊦」を削る。

第2号様式中「阿賀野市知的障害児者手当」を「阿賀野市知的障害児・者手当」に改める。

第3号様式中「阿賀野市知的障害児者手当」を「阿賀野市知的障害児・者手当」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和6年2月28日から施行する。